

人類的課題と人権

共産党宣言百年目、二十一世紀文書としての世界人権宣言
斎藤恵彦

世界人権宣言が一九四八年に採択されて今年は四十年目である。ちょうど、この年の百年前に人類にとつての破局主義の文書、共産党宣言がだされている。またこの年は考えてみると二十世紀がその半分を終わろうとする頃でもあり、二十世紀後半に向けて、人類の新しい法律文化を成立させたものとして極めて意味深い。この宣言によって、人権の確認及び保障ということが世界的に確立され、人権社会のあらゆるレベルにおいての人権を中核とした協力と連帯がスタートしたのである。このような協力と連帯は今日も進行中である。

今日、私達は二十世紀を間もなく終え二十一世紀を開こうとする時に当たって、一つの到達点であるとともに出発点をも画したこの宣言の持つ意味をこの機会に充分考え、今日の人類的課題に人権がどのようにかわっているのかを明らかにしたい。

到達点、出発点としての世界人権宣言

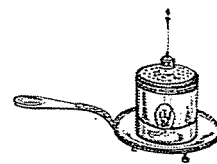
牧野英一博士（以下「牧野」）によると、二十世紀の法律文化は一九〇〇年一月一日から実施されたドイツ民法典からはじまるとされ、時代区分上まことに都合がよい。

この法典は、所有権及び契約の自由の上に更に高次の原則があることを認めて、善良の風俗および信義の原則を鮮やかに規定し、雇用契約の章では、特に労働者の地位を考慮している。ドイツが二十世紀の法律文化を世界にわたって指導しようとする意気込みの下でできたものであり、たしかにドイツの誇りとするに耐えるものであったとされる⁽¹⁾。

さらに同じ二十世紀の前半のほぼ半分程の一九一九年にワイマール共和国憲法が出来ている。この憲法は周知のように、第一次世界大戦に敗れたドイツの不幸な歴史が生んだものではあるが、ドイツ民法にあらわれはじめた「個人の上に社会を発見する」という傾向を、もっと明らかに強く規定した。国家は国民に対して人たるに値する生活を保障しなければならない。所有権は義務を伴う、所有権は公共の福祉に従う、労働力は国の特別な保護を受ける等の規定がそこにあらわれているとともに、議会民主制が整然と規定された。ワイマール憲法はこの意味で二十世紀の諸憲法の模範となった。

ところで世界人権宣言はというと、これが基本的に西

欧伝統型のものであることは率直に容認されなければならない。アメリカ独立宣言やアメリカ諸州の権利章典がその母体である。しかしなお二十世紀に特有な人権思想をそこに認めることは容易である。というのはこの宣言は、伝統的な自由権の基本権（自由権）以外に、生存権の基本権ともよばれている。社会的・経済的権利（社会権）も規定しているからである。しかし主として政治的・市民的権利とも呼ばれる自由権の基本権を規定している宣言であることはいうまでもない。自由権は十九世紀、二十世紀に入ってから、日本、ドイツ、イタリー等の諸国の憲法に明らかに規定されることになっていたにもかかわらず、第二次世界大戦がおこったのである。この大戦が人権をじゅうりんしたこれら独裁体制諸国家に対する国際連合軍（人権のための十字軍「ルネ・カサン」）の戦いであった以上、これらの国々の創設した世界人権宣言の大部分が自由権の規定であったことは、当たり前であった。宣言は事実第三条から第二一条までを生命、身体、安全から参政権に至る市民的自由権および政治的自由権の規定にあ



て、経済的・社会権については第二二条から第二七条までの六カ条をさいているにすぎない。

牧野は二十世紀後半に対して世界人権宣言が残した課題を、『われわれは、二十世紀の法律文化として、自由権の人権を包容しつつ、その上に、更に生存権的人権にまで、事の展開を考えねばならぬとするので、それが、また、二十世紀の後半期に残されているところとせねばならぬのである』と述べている。この拙稿も世界人権宣言が二十世紀の後半、そして二十一世紀を開くために残した人類的課題にこたえようとするものである。

その人類的課題というのは、自由権の権利と社会権の権利の基本的対立を止揚して、人間の尊厳を基調として協力と連帯の理論を確立することである。

自由権の権利と社会権の権利

先に触れた一九〇〇年から実施されたドイツ民法はその草案の段階から批判の対象となっている。その一はゲルマン法の方面から加えられたもので、草案が甚だしくローマ法的、つまり個人主義的なものであるから、ゲル

マン法的、団体主義のものでなくてはならないとするもので、第二は、社会主義の方面からなされた批判で、草案が契約の自由を尊重するにとどまって、社会の多数にして弱い者に対する保護の方面で著しく不完全であるとしたものである。このようにゲルマン法の立場からは余りにローマ法的であると、また社会主義の方面からは契約の自由を偏重しすぎるとして批判をうけて、二十世紀の法律思想はこの両者を合流させていったところに、十九世紀とは著しい特色があるという。このことを学者は、個人法から社会法への発展と言うが、団体的な見地からドイツ民法を特色づけたものは、所有権および契約の自由が善良の風俗及び信義の原則によつて統制されなければならぬ、という点であった。一方社会主義の立場からドイツ民法を特色づけたのは、特に労働の尊重という点であった。

二十世紀ののっけからこのような法律論争をうけて、ワイマール憲法は、法律が個人法から社会法に向つて進化する過程における人権の意義を憲法上の問題として規定したものとして注目される。すなわち、フランスの一

七八九年の人権宣言が、自由平等の原則、罪刑法定主義、所有権の不可侵の三者を基礎的なものと考えているのに対して、ワイマール憲法は、自由平等の原則に代えて「人たるに値する生活」の保障をもつてし、所有権の不可侵性を書き改めて「所有権は義務を伴う」ものとした。罪刑法定主義に対しては特にワイマール憲法も新たに規定してはいないが、特別に「労働力は国の特別の保護を受ける」ものとした。

このようにすでに二十世紀の前半のはじめにおいて、諸国家というレベルにおいて人権に対する考え方は個人的なものから社会的なものに発展していたことは、注目される。

では世界人権宣言はというと、この宣言は人権に関するこのような新しい思潮を受けて、アメリカ諸州の権利章典やフランス革命の人権宣言に比して、二十世紀にふさわしいものたらしめてあると考えてよいであろう。つまり、世界人権宣言は後向きな自由権を規定するだけでなく、さらに二十世紀的な社会権をも規定したのである。しかも世界人権宣言は、その形式において世界法³⁾た

るところに従来の各国の人権宣言に比べて、重要な特色をもっている。勿論内容的には、フランス革命の人権宣言も世界に通用するものであり、事実十九世紀の諸憲法にもその顕著な影響をみるものであるが、世界人権宣言は形式的にも世界的であった。つまりこの宣言は条約の方で採択されたものではないが、世界における大多数の国が共同して作成し、国際連合によつて採択されたのである。世界人権宣言は、国連総会の決議であつてそれ自体としては形式上法的拘束力はないとするのが通常の理解であるが、だからと言って世界人権宣言の内容が法的拘束力を持たないということにはならない。世界人権宣言は、世界の国々と人民に対して人権に関する法的信念を確認するうえでの重要な国際文書である。家教授は植民地独立付与宣言（「植民地諸国・諸人民に対する独立付与に関する宣言」一九六〇年二月国連総会で採択）について同じことを述べているが、世界人権宣言も人権の大憲章として人権についてもっとも大きな影響を与えている文書である。

一方、植民地独立付与宣言も、植民地の清算のために

人権宣言同様あちこちで引用されている大文書である。

牧野は、「それ（宣言）は、道徳的であることから、更に、法律的事であることに向かつて、一步を進めたものである」と述べ、田中耕太郎博士もまた「世界人権宣言のように国際共同体の正しい意思の反映であるような場合は、なるほど多数国間条約ではなく国際総会の決議にすぎないが、きわめて短かい期間にこれが法として広く確信され、慣習法として国際社会に定着することは不思議ではない」と述べておられるが、世界人権宣言はすでに採択されて四十年、国連や諸国家の慣行はこのことを証明して余りあると言えよう。

二十世紀の記念的大文書

ここで世界人権宣言は二十世紀の輝かしい文書であるということの最大の理由は、世界的な普遍性を持つ文書であるからである。二十世紀になってからの重要文書として一九〇〇年のフランス民法典にふれ、さらにはワイマール憲法の特徴ある人権規定についても述べた。これらに加えて一九三六年のスターリン憲法もまた別の特異

性を持つものとして注目される。このように考えると世界人権宣言がフランス革命の人権宣言からの系統であるアメリカ諸州の権利章典から大きな影響を受けている一方、フランス革命の人権宣言を一步進めたワイマール憲法、さらにこれを超えてフランス革命の人権宣言といわば対照的なスターリン憲法の流れも入れて世界性、普遍性を一応保持していることが注目される。

この対照的關係が実は世界人権宣言の審議において争われたのである。そしてこの二つが今日も国連における人権に関する討議に深く関係している。それ故、二十世紀的なもの、世界的普遍性を二十一世紀に向つてどこに求めるべきかが問われなければならない。人類は此の普遍性を求めて苦闘しているのである。

二十世紀の世界的宣言であるということは要するに、人権のカタログがいわゆる自由権的人権から生存権的人権にまで拡大されたことである。十九世紀の国家レベルでの人権宣言においては、人権といわれたものは、単に国家の側から侵害されたり制限されたりすることがない、文字通り市民的な自由の権利でしかなかった。国家

は人々の基本的人権に対してこれを侵害あるいは制限しないという不作為の義務に止まったのである。

このことをアメリカ合衆国の独立宣言がよく示している。いわゆる自由主義国家の基本理念である。独立宣言の要点は次のことである。

人間は生まれながらにして、他人に譲りわたすことのできない「人権」というものをもっている。そしてこれをしっかりと守るために、人民は国家（ガヴァーメント）というものを創る。しかしその国家というものは、人民がそういう目的でつくつたものであるから、それが人民の権利を侵害するようなことになった場合には、人民はいつでもその国家を倒して、自分の氣にいった国家を創ることができる。

このような考え方を独立宣言の起草者達は「自明の真理」として、自由主義国家の理想をこのように公式に表明したのである。このような政治原理にたつ以上、政府の権限は限られており（限られた政府（limited government）、人民からこれだけは特にやってよろしいと託された権限以上のものは、国家（政府）は持つてい

ないと了解される。合衆国憲法をはじめとして、それを構成する各州の憲法はいずれも人権宣言というものをその中にふくんでいるが（一七七六年のヴァージニア権利章典を先駆とする）、一様に、自由主義国家という基本的立場からして、人権を守るのが国家の一番大切な任務だということが表明されている。

これに対して二十世紀に入つて新たに加えられた人権というのは、個人の社会的・経済的・文化的生活を全うさせるために、国家は作為の義務を負うということで、アメリカ流の「権限の制限された政府」という立場とは真つ向より対立するのである。二十世紀も後半時の一九四六年の憲法として、日本国憲法も第二五条に生存権を規定し、その二項に「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定している。このように二十世紀の考え方は、国家は個人に対してその行動の自由を保障することから進んで、さらに、社会的、経済的および文化的にその生存を確保するという義務を負担するにいたつたのである。

自由権より生存権へ

尾高朝雄博士も世界人権宣言のもつ画期的意義を三点に要約し、第一に宣言がすべての人間が自由に生まれ、個人としての権利と尊厳において平等とされていることを指摘した後、第二に、世界人権宣言が、従来の類似の宣言や憲章にくらべてもつ大幅な進歩的な意義は、それが社会経済上の観点から人間の生存権を擁護しようとしている点に見出される、としている⁽⁶⁾。

近代民主主義の精神は、人間を生まれた時点より法的な差別のある「身分」によって区別する封建体制を打破し、すべての人々を法的に同一条件の下においた。そのような条件の下に行われる各人の生活経営は、「自由」の原理によっている。すべての人間は、ひとしく幸福を追求する。しかし何を幸福と考えるかは、人によって同様ではない。それ故、各人の生活経営を各人の自由に任せておけば、人々はそれぞれ自分の個性を伸ばし、自分の性格に適した職業を選んでそれに精進するから、自然に大多数の人々にとって幸福が保障される社会が実現す

ると思われていた。

しかしながら、このような自由放任主義の下に高度に発達して来た資本主義の経済体制は、まもなく社会の富の著しい偏在をもたらし、富の分配にあずかれない多数の労働者階級を生み、これらの人々より人間らしく生きる自由を奪うような結果を招来した。そこで近代の民主主義はその初期の自由放任主義を軌道修正し、自由経済に対する国家の干渉を大なり小なり強化して、富の配分の適正化を行うことによって、経済上の弱者の立場を保護し、よって勤労大衆の「生存権」を保障することに努力するようになった。つまり自由権だけでなく、同時に生存権の確立を立法および政治の重大な目的とするに至った。

日本の大来佐武郎氏も『日本経済の将来』（昭和三十五年、有紀書房）の中の、「後進国の経済成長の問題」という一章の中で、同じことを国際レベルにまで展開して次のようにはやばやと警告している。

「過去においては、各国の国内政策の面でも貧しい人たちは怠け者でしかたがないのだ、働きがないから貧

しいのだ、というふうに考えられていたが、近頃は貧乏ということは社会の責任でもある、だから所得の再分配、社会保障などによって、生活をひきあげること

は、国全体、国民全体の責任であるというふうに、近年各国で考えられるようになってきた。それが二十世紀後半においては、さらに世界的な、国際的な規模での所得の不均衡や富の水準、所得の水準のひらきを直してゆくということが、人類全体の課題になっていくだろうと思う」（同書一四五頁）

このように述べたからと言って、自由権の基本権を重視する西側自由陣営と生存権の基本権を重視する東側社会主義陣営との間の、人権に関する対立が解消されたということではない。世界人権宣言は最終的にはソヴィエト連邦側が表決時に棄権したため、四十六票対零、棄権八（ソヴィエト連邦および白ロシアなどの衛星国五、六カ国に加えて南アフリカ連邦とサウジアラビア）で採択されたが、ソヴィエト連邦は人権宣言案を全部にわたって不十分なものであるとして、その採択を次の総会に延期すべきであるとさえ提案したが、この提案は否決されたため若干

の修正案を出したところ、これらもすべて否決されたため棄権したと言われている。

ソヴィエト連邦とても、人権の保障ということに異論をもっているというのではないが、アメリカが自国の憲法の人権宣言、つまりこの憲法修正のはじめの十カ条を基礎として考えているのは、時代錯誤と考えたのである。ソヴィエト連邦の考え方からすると二十世紀の人権思想は、人権に対する国家の立場をそのように限定的、消極的なものとする時代よりはるかに前進しているのである。国家は必要悪ではなく、能動的、積極的に社会権、生存権を保障していくものである⁽⁷⁾というのである。

しかしアメリカ側の考え方からすると、ソヴィエト連邦の考え方はあまりに国家が出すぎであり、人権については、個人の自発的な行動を尊重すべきであって、国家が人権に干渉することによって、人権は保障されないとするものである。これはアメリカの国是でもある。

結局世界人権宣言は前にも述べた主たる理由によって自由権主体の宣言となつて結実したが、アメリカ型の考え型とソヴィエト側の間には、民主主義と言っても、か

なりのへだたりがあるのである。従って人権の尊重あるいは保障ということ、そのまま考える限りにおいては世界的にその統一的原理を考えることは容易であつても、これを具体的に世界的に通用すると宣言なり人権条約として規範設定をすることになると、容易でないのである。

だからと言ってソヴィエトも世界人権宣言を真つ向から否定したのではなく、そのままでは不十分だと主張し、棄権したのである。ソヴィエトの主張を一つだけ紹介したい。それは意見および表現の自由に関するものである。宣言の第十九条は、「すべての人は意見および表現の自由を享有する権利を有する」と規定されているが、ソヴィエト側の主張は、意見の発表及び表現の自由といつても、たとえば、外国を侵略しとか、一定の民族を抑圧せよとかの、ファシズム、ナチズム、その他の反民主主義的性質の思想、宣伝や組織はゆるされるべきでないとして、一定の枠をはめようとした訳である。もちろん、ファシズムなどの反民主主義的性質の言論や集会がゆるされないことは明白である。しかし、このようなこ

とを人権宣言の中に加えることによって、国家が言論、集会の自由等に干渉する糸口を規定の中に盛り込むということにつながり、ソヴィエト側から独自の解釈を加えられる可能性があるものとして、自由主義陣営は深く憂慮したのである。

また、ソヴィエト側は、意見および表現の自由といつても、それを保障する措置を国家が用意することが必要である、と主張し、たとえば新聞を発行しようとしても、そのためには材料や資料が必要であつて、単に「表現の自由」というだけでは、結局、資金のある一部のものは資金を用意し新聞を発行できるが、それ以外の者は、自由はあつても事実上新聞を発行することは出来ない。だから「言論の自由」と言つてもつまるところ資金を持つ者の自由ということになるとして、国家は民主的な新聞・民主的な言論権発表に対しては特別に資材を提供するということを、明記しなければならぬと、ソヴィエト側は主張したのである。

しかしこのソヴィエト側の主張に対しては、アメリカやイギリスなどから、このようにすると結局は政府が好

ましいものだけを民主主義的と認定し、政府の都合のいいような言論を発表するものだけに資材を提供するという言論統制になるおそれがあるとしたので、ソヴィエトの修正案はとらなかつたのである。

その他ソヴィエト陣営は人権宣言のほとんどの条文に対して修正案をつけたがほとんど否決の憂き目にあつて、いるにもかかわらず、宣言を原案通り採択するについて、反対投票をせず棄権にとどまつたのは、「世界人権宣言には反対ではない。しかし完全に賛成出来ない」ということであつたものと解されている。

人権と公共の福祉の調整

ではどういふ点を、ソヴィエト陣営は宣言の根本的問題として考えていたのであろうか。それはこの宣言が基本的立場として、人権の制限をできるだけ例外的なものに解し、社会に対する義務を最小限度にとどめているという点である。

先に述べたように、第二次世界大戦が全体主義ファシズムに対する人権と民主主義の回復であつた以上、第二

次大戦の連合軍の延長としての国際機構としての国際連合の採択した人権宣言は人権の宣言として、個人尊重の立場からの自由権的基本権を中心に組立られており、そう解するのが自然である(ただこのように、採択より四十年を経た今日の時点で考え続けてよいのが、本稿の結論である)。それ故、公共の福祉に基づく人権の制限についても、厳格な規定を設けている。例えば、第二十九条二項は、「各人は、権利と自由との行使に当って、他人の権利および自由の承認と尊重とを確保し民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満足せしめることを唯一の目的とする法律に依つて定められた制限にのみ服せしめられる」と規定する。人権委員会の第三次読会の草案では、これほど厳格にはなく、「各人は、権利の行使に当って、他人の権利に対する承認と尊重、民主的社会における道徳、公の秩序及び一般福祉の要求を確保するに必要な制限にのみ服せしめられる」とされていた。これに対して宣言は「唯一の目的とする法律にのみ」という語を用いて人権に対する制限を殊更きびしくしたのである。

しかし他方、宣言は「各人は、その中においてのみその人格の自由且つ完全な発展が可能である社会に対して義務を負う」とも規定し、人権が公共の福祉を十全にするために義務を伴うことも規定しているのである。この規定は、宣言の事務局案（第一草案）を整理したフランスのルネ・カサンの案によっている。人権委員会でカサンの線にそって、個人の人権の擁護の重要性とならんで、他方社会的正義と連帯の必要性の尊重を主張した政府代表にはオランダ、ハイチなどがある。

このように一方にアメリカ流の伝統的人権保障、他方に社会主義国流の公共の福祉、経済的・社会的及び文化的な権利の重視という二つの流れが存在し、この間の調整こそ二十世紀後半に対して世界人権宣言の残した大きな課題であり、ソヴィエト陣営の棄権の意味も実はそこにあつたのである。

このようなアメリカを盟主とする一方の西側諸国と、他方のソヴィエト陣営との対立についてどのように考えるべきであろうか。牧野も言うように、ブルジョア人権宣言とプロレタリア人権宣言のぬきさしならぬ対立と考

える必要はないのではあるまいか。牧野と同様この対立は、むしろ十九世紀的人権宣言と二十世紀的人権宣言の差異である。度々のべたように、日本も含めて今日の西欧諸国の憲法で十九世紀的人権だけを規定している憲法は全くないのである。程度の差こそあれ一様に人権の保護についての国家の果たす役割を大幅に認める。二十世紀的人権について必ず言及しているのである。このように考えると、事物の根本的対立ではなく、これを人類の法律文化の進化の一つのプロセスと考えることができるのではなからうか。

牧野はニューヨークのハンター・カレッジの哲学教授サマヴィルの意見が当をえているとして紹介している。それは次の通りである。⁽⁸⁾

人権に関して西側諸国が市民権に、東側諸国が社会的・経済的権利に重点をおくのは、沿革的、社会的な理由である。西側諸国においては、人々は自己の社会的経済的な充足発展につれ、封建的な権力に対決して人権としてこれを確保し、政治上の権力を確立したのに対して、ソヴィエト連邦においては、国民にそのような個々人の

充実発展はなく、従ってそのような自覚もない。ソヴィエト連邦の国民はその指導者に率いられ、その指導によつてはじめて社会的・経済的利益を享受することになつており、自ら自由権的人権を主張するだけの社会的進化の段階を経していない。というわけで、西側諸国もソヴィエト連邦と同じく民主主義というのであるが、その領域においても、その方法においても、両者相互に趣を異にする。西側諸国において人権として要求されているのは、領域として市民的・政治的権利の方であり、その方法は、それ故に自己の行動に対する国家の干渉の排斥であるのに対して、ソヴィエト連邦においては、その国民は社会的・経済的生活において甚だしく貧弱な状況にあるので、これから脱却させることこそ民主主義なのであり、従って、労働権、教育権が必要なのである。

このようにサマヴィル教授は、西側諸国の民主主義とソヴィエト連邦の主張する民主主義を相対立するものとは見ていない。両者は相いれないものとするのを当たらないとする。西側諸国も自分の物指しでもって一方的にソヴィエト連邦の行き方を批判するのではなく、ソヴィ

エト側にはソヴィエト側の行き方があることをまとめ、両者互いに理解し協力するところに人類の未来もあると言えよう。

確かに国内的にみると、社会主義国家という極端な異物も発生したが（ここでも今日ベレストロイカが叫ばれ、実行されつつある）、市民革命を成就した人権の先輩国、日本等の後発国においても、この両者の存在は十分に認識されつつ、学問研究においてまた実際において、相剋を重ねつつ調和的に進化しているのである。近代の民主主義的法治国家の問題は、全てこの問題に集約されているのであり、これを避けて通ることは出来ない。

とすると、同じようにこの問題を国際社会の問題として避けて通るべきではないのではないかということが、問われなければならない。ただ国際社会におけるこの問題の調和的発展の過程を困難にしているのは、国際社会が依然として主権国家の寄り合い所帯であり、国内社会におけるように、人権の保障と公共の福祉について、その時々判断を下す機関が存在しないということであることは、言うまでもない。

人間と社会

先に述べたように個人の人權が集團の權利かというように二者択一的に、人權の根本問題が提起されていることは、まことに不幸といわざるをえない。

思うに個々の人間はその本質において社会的存在であり、他人へと自ら志向したり、また他人からの志向を自然と受け入れる状況、つまりお互いに奉仕しあうという本性を持つ存在である。それ故一つの全体としての人間はその本質において社会的なのである。それ故、人間は近代の啓蒙的自然法が説くような個人主義的個人でもなければ、また社会主義の主張するような単なる社会的存在でもない。

実に「人間はその全本質に従つてすでに同時にそして同じ根源性をもって、個人でもあれば社会的存在でもある」⁽⁹⁾人間は蟻や蜜蜂の持つ社会性とは異なつて、真に人間として存在するためにはその自由意思による承諾を必要とするからこそ、人々が自由にその社会的本性に従つて活動する秩序が必要であり、このような秩序によつ

て、人間としての存在を確立できる。従つてこのような秩序というものは、真に個々人の自由な人格を完成に導く、集團的福祉の概念に基づいていなければならない。われわれが最も身近に知っている夫婦という集團、あるいは家族という集團において、この個人と自然法に基づいた集團的福祉の概念を知っている。この考え方はヨーロッパではプラトン、アリストテレスの昔から中世を通じて知られ、また学的な反省の光りにも照らし出されてきており、ルソーにおいてさえなお自明的な前提として留まり存していたとされる。⁽¹⁰⁾このような個人と社会に関して、ギリシャ、ローマにおいて、さらに中世及び近世にいたるまで人類共通の所有物として固持されてきた個人と社会の間のバランスのとれた考え方の基本は、一方で一般的な原理が人間の本性に植えつけられており人間の恣意的主観によつて変動させられるものではないということを確認しつつも、他方それは、人間生活の需要、各民族の慣習等に相対的に無限の多様性を帯びるところにある。

これに対して啓蒙的自然法学者は、人間の本質的に備

わっている他人に対する愛と他人を必要とするという社会的傾向を否定し、人間間に原始的闘争状態——つまり「万人の万人に対する戦い」の状態または「人が人に對して狼の状況」(ホッブズ)が存在し、後にこの状況の不利なことを悟つて、契約によつて社会としての国家を成立させたと考えたのである。⁽¹¹⁾われわれは、そのように考えるものではなく、本来人間は社会生活をなし、当然に秩序の支配の下にあつて来たのであると考えるものである。したがつて、社会とその秩序の中に存在するものとしての人間を否定し、個々ばらばらの人間を想定することはできない。

従つて「その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会」(世界人權宣言第二九条)としての社会(家族より人類社会まで)こそ、本当の社会であり、そのような社会に對してのみ義務を負うものと考えるのである。

共産党宣言百年目

それ故、マルクスとエンゲルスが一八四八年に世界中

の労働者だけを結集して一元的な社会にしようとして發表した共産党宣言のちょうど百年目に、人類の普遍的宣言(ソヴィエト陣営も反対せず)として採択された世界人權宣言を評価し、解釈するものである。周知のように共産党宣言は決して単なる建設の文書ではなく、資本主義の社会機構を根底から崩壊させるためには全プロレタリアの決起と闘争そして革命を経なければならぬとする、破局主義の文書であつた。前世紀の中葉当時、啓蒙的自然主義の下での自由な人間に對する初期の民主主義の信ずる自由放任の福音は、高度に発達していた資本主義経済組織を生み、間もなく社会の富の著しい偏在をもたらし、富に恵まれない多数の労働者から、人間らしく生きる自由を奪うような状況をまねいてきたことを否定できない。共産党宣言はこのような状況を前にし生産手段の私有権廃止という「万能薬」として提起されている。

思うに、二十世紀も終わろうとしている今日も行われている人權に関する「個人の權利か集團の權利か」という不毛な論争も、前世紀の啓蒙的自然法におけるまる裸

の孤独な個人主義と共産党宣言に代表される社会主義の対立を引きずっているものと思われる。その典型は、一九八六年秋の第四十一国連総会で採択された「発展の権利に関する宣言」をめぐる東西両陣営、それに発展途上国をまき込んだ論争に表現された⁽¹²⁾。

西欧的伝統においては、人権は個人の権利であり、個人の自由こそが人権の典型とされて来た。世界人権宣言もこの伝統よりはずれていないことは再三述べたとおりである。西欧的なものである。しかし西欧においてさえ過去一世紀の間に、個人ではなく特定の集団に帰属する権利というものが急速に認められてきたのである。労働組合、少数民族、婦人、民族解放運動、国家等々の権利であり、この傾向は一九六六年に国連が採択した二つの国際人権規約において確立した（両規約は共通第一条として民族自決権をおいた）。スタンリー・ホフマンは、政治的・市民的権利に重きを置く流れと、社会的・経済的権利に重きを置く二つの説の間の論争自体は、政治的には確かに重要かもしれないが、しかし知的には必ずしも重要だとは言いい切れな⁽¹³⁾と言⁽¹³⁾い、むしろ右の二種類の権

ろうか。

人類連帯の世紀に向かつて

この文書を人類連帯の文書と意義づけることは可能ではなからうか。このような理解の中においてのみ、先に述べた、今日論争のまとなっている「発展の権利」も位置づけられよう。実はこのことを牧野は、伝統的人権の思想はすでに十分に論議しつくされており、今更の問題ではないから、さらに二十世紀の法文化として、従来の人権思想を超え、それに依りつつも、その上に出るべき新しい人権の問題を提起している。実に一九五〇年のことである。そして牧野ははっきりと「十九世紀の文化が個人を発見したのに対して、二十世紀の文化は社会を意識することとせられるのがそれである」と述べている⁽¹⁴⁾。

確かに牧野が四十年前に述べたように、二十世紀を終わろうとする時点にたつて、人権の保障の重要性を十分に認識しつつ、しかし、さらに進んで、全人類を各個人の人格の上に、少なくともそれとともに全人類そのものを考えざるを得ない時点に到達しているといえよう。こ

の差異をことさら強調しない方が知的に重要であると⁽¹³⁾する。そして何れの権利も、つまりどう呼ばれようと、国家に対して一方では自制を、他方では行動を要求する。例えば、個人的ないし政治的権利についてはその典型とされる公正な裁判を受ける権利をあげ、国家は完全に自制して何もしないでよいのではなく裁判制度を整えるという積極的な行為をしなければならず、他方労働組合に加入する権利の場合、つまり経済的権利の典型とされるこの権利についても国家は何かをするよう要求されるところか、反対に労働分野への介入を慎重、労働者が不満を組織的に表明するのを妨げないようにすることが要求されるのである。（実際には現在、世界中の多くの国がそういう介入を行っている）とする⁽¹³⁾。

世界人権宣言が一〇〇％西欧自由権の文書ではなく、社会的・経済的権利（生存権）についての規定もあるし、また、人権に内在して伴う社会への義務の規定もあることを述べた。二十世紀後半に人権の課題を与えたこの文書は、では二十世紀後半にどのような展開し、二十一世紀に向かつて人類にどのような課題を残そうとするのだ

れは別に全体主義でも何でもなく、人権の原則を人類連帯という一つ高い次元において考察しようとするだけなのである。このための拠りどころは先に述べた、本来の人権とその思想の反面に成立する二つの義務、つまり国家の義務と個人の義務である。

まず国家の義務については、経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約の第二条が、「この規約の各締約国が……個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する」としていることに注目したい。

すでに牧野は、生存権を保障する国家の義務が、完全雇用の達成のため、あるいは国民生活の向上のために、諸国が再び、いわゆる封鎖的政策に逆戻りする恐れがないかを問題にしている。そして特に大平善悟教授の同じ考えを紹介している。「国際連合は、各国の協力を可能ならしめるような物的条件を用意せねばならない。徒に国家権力を基本的人権の名において制限するに止まるべきではないとせらるるものがそれである。世界の連帯性を認識して積極的に国際的な生存権の確立のために、各

国の権力を同調せしめることを要する⁽¹⁵⁾

要するに、すべての国が一樣に基本的人権を尊重するようにするためには、諸国の間に「平衡」を実現するような任務を国連は引き受けなくてはならないが、すでに国内では人権の尊重に対する国家の積極的な任務も明らかにされ、具体化されているのである。人権保障の世界的レベルにおいても世界的協力義務というものがあるといふことは、近年「第三世代⁽¹⁶⁾」の人権ということで、次第に明らかになって来た。

世界人権宣言は、第二次世界大戦において人権の回復のため戦った国際連合の基本文書として、国家権力から自由な人権に重点をおいたため、このように保障の対象としての人権の担い手としての各人が国家的な、社会的な、世界的な、人類的な統合に向かっていかなる義務を負うかについてはふれていない。ましてや国家が人権の保障を真に確立するために連帯する権利と義務があることなどには、全く触れていない。しかし基本的人権の原則は社会（家族・国家・人類社会）を分裂するものであつてはならない。これは啓蒙的自然法のもたらすところであ

ある。むしろ諸々の社会を統合するものでなければならぬ。

牧野が次のように述べているのは極めて今日的であるので、二十一世紀のための牧野の遺言として引用して、拙稿をしめたい。

「人権宣言が、自由権的人権の保障からさらに生存的人権のそれにまで拡大せられるにつれて、人権は、権利として保障せられるばかりでなく、さらに社会連帯上の義務を伴うものとして、倫理的な性格のものであることが切言されるべきである。この人権宣言（世界のこと―筆者）に依つて、国家は個人のために重大な義務を負うのである。個人も亦国家と社会に対して重大な義務を負うのである⁽¹⁷⁾」

そして国家相互も重大な新しい権利義務関係の側面に入るといふのも、牧野の言わんとするところであろうと筆者は確信するものである。

註

(1) 牧野英一「世界人権宣言」〔人間の権利〕（ユネスコ編、

平和問題談話会訳、岩波書店、一九五〇年）に特に付

録として、この牧野の邦語論文がのっている。従つてユネスコ編版にはない。同二九三頁、また牧野「法律文化の二十世紀」（春秋社、昭和二十五年）一一―一二頁。

(2) 同二九四頁。

(3) 「人権に関する真の法典を表すような宣言あるいは規約が取り決められるようになれば、世界法―言葉の固有の意味での世界法をいうのであつて、チテルマンが世界法に与えた意味での単なる国際的統一法ではない―が実質的に創造されたことになろう」、田中耕太郎、「国際法から世界法へ」〔続世界法の理論〕（上）（有斐閣、昭和四七年）四一頁。なお斎藤恵彦「世界人権宣言と現代―新国際人権秩序の展望」（有信堂、一九八四年）は、ルネ・カサン、田中耕太郎両故人に献げられているところから、田中博士の世界法の理論についてはよく紹介している積りである。

(4) 家正治「人民の自決権と植民地独立付与宣言、非植民地化委員会」〔国際人権法入門〕（高野、宮崎、筆者編、三省堂、一九八四年）九七頁。

(5) 筆者前掲（註三）著書一三三頁に引用。

(6) 尾高朝雄「世界人権宣言と自然法」（田中先生還暦記念「自然法と世界法」（有斐閣、昭和一九年））八八頁。

(7) 牧野前掲論文、三〇一頁以下、田畑茂二郎「現代国際社会と人権」（田畑茂二郎・斎藤恵彦監修、創価学会青年平和会議・創価学会学生平和委員会編「人権を考える」

（潮出版社、昭和六十二年）二二―二四頁。

(8) 牧野前掲書（註一）四九―五一頁。

(9) 水波朗「共通善について」〔トマス主義の法哲学―法哲学―〕（九州大学出版会、一九八七年）三六二、三六三頁。

(10) 水波同論文三二三、三三四頁。

(11) アリストテレス以来の伝統的自然法を啓蒙的自然法が歪曲したと断定するのは、ジャック・マリタンである。田中耕太郎「ジャック・マリタンの政治哲学」〔平和の法哲学〕（有斐閣、昭和二十九年）また田中は啓蒙的自然法が人間性を独断して自然法を固定したことを批判する。このことによつて法が正義実現の具として生活の需要を充す機能は失われた。自然法理論は本来人間生活などのさまざまな需要等に適応しうる弾力的なものであつた。十八世紀この方の自然法の凋落、法実証主義の全盛は、啓蒙的自然法に責任があるというのが田中の論点であらう。〔世界法の理論〕第二巻、（昭和八年）三〇―三一頁。

(12) GENERALASSEMBLY RESOLUTION 41/128 田畑茂二郎教授は一九八七年十月二十四日に日本学士院において「人権としての『発展の権利』について―いわゆる第三世代の人権―」と題する公開講演をされたが、一九八八年中に「発展の権利」について岩波書店より書物を公刊されようかがっている。このことによつて日本においても「発展の権利について」の研究が本格的にス

タートするものと期待される。

- (13) スタンリー・ホフマン『国境を超える義務——節度ある国際政治を求めて——』（寺沢一監修、最上敏樹訳、三省堂、一九八五年）一二二―一二四頁。

- (14) 牧野前掲論文三二五頁。

- (15) 大平善悟『国際人権宣言』（国際法外交雑誌第四七巻、第一号、第二号）特に三二頁以下。

- (16) この言葉を言い出したのはユネスコのK・ヴァザックであるとされる。ヴァザックはフランス革命の標語、自由、平等、博愛をあてて、自由を第一世代の自由権の基本権、平等を第二世代の生存権の基本権、そして博愛を第三世代の人権とする。斎藤恵彦、前掲（註3）著二二四、二二五頁に詳しく紹介した。

- (17) 牧野前掲（註1）論文三二七頁。

（さいとう やすひこ・東京外国語大学教授）